

中野市自然保護条例及び同条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正目的

自然保護が特に必要な地域として「自然休養地」のみを本条例で特化することにより、その優れた自然を将来の世代に継承していくため、また地下水採取に係る規制については環境保全及び公害防止に関する条例に規定するため、所要の改正を行うものである。

2 改正要旨

(1) その他開発地及びその他開発地開発に係る規定の削除

旧豊田村における開発行為は、村全体の自然保護を目的に自然保護条例で規制を行ってきた。斑尾地域を「自然休養地」として、それ以外の豊田地域を「その他開発地」として、それぞれの規制基準に応じて許可等を行ってきた。

一方、旧中野市の自然保護条例は、自然保護が特に必要な地域として牧の入地域を「自然休養地」として開発行為を規制してきた。それ以外の地域は他課で所管している要綱で規制してきた。

新中野市となっても前述のとおり規制してきたが、規制根拠が地域によって違うことにより行為者が困惑を生じることもあるため、今回「自然休養地」のみに特化することとし、「その他開発地」に係る規定を削除する。

	改正前	改正後
中野地域		
牧の入地域	自然保護条例で規制	自然保護条例で規制
それ以外の地域	宅地開発等指導要綱で規制	宅地開発等指導要綱で規制
豊田地域		
斑尾地域	自然保護条例で規制	自然保護条例で規制
それ以外の地域	自然保護条例で規制	宅地開発等指導要綱で規制

(2) 地下水の採取に係る規制の削除

地下水採取の規制については、現行、中野地域は環境保全及び公害防止に関する条例により協議制で、豊田地域は自然保護条例により許可制または届出制で規制されている。

これもまた、地域によって根拠となる条例や規制度合いが違うため、中野市環境保全及び公害防止に関する条例で全市を対象に許可制として統一的に規制するため改正する。